

令和3年第1回大木町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日 令和3年3月10日（水） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	的場哲也
副町長	益田富啓	健康兼福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
企画兼環境課長	野田昌志	学校教育課長	内藤智之
会計課長	川村九州生	生涯学習課長	中村和也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

- ①大木町自治総合計画基本構想の策定について
- ②令和2年度大木町一般会計補正予算（第11号）について

8. 議事

議長　それでは、皆さん、おはようございます。

本日は直ちに会議を開きます。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第1回定例会3日目を開会いたします。

なお、本日も安藤代表監査委員にご出席をお願いしております。

日程第1、議案第24号大木町自治総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第24号大木町自治総合計画基本構想の策定についての提案理由を申し上げます。

本案は、町の最上位計画であり、令和3年度から令和9年度までの7年間の自治体経営の指針となる大木町自治総合計画の基本理念やその将来像、目指す町の姿等を明記した基本構想を策定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。野田企画課長。

企画課長　議案第24号大木町自治総合計画基本構想の策定についてご説明いたします。

本案については、前回ご提案した際に詳細な説明をいたしましたので、修正した箇所のみご説明いたします。

修正したページ、3ページをお願いいたします。

第2章、計画の体系と役割、1、計画の体系の(1)基本構想、②の計画期間について、当初記載しておりました町長の政策などとの整合を図るため、町長の任期を考慮しを削除し、計画期間は2021年から2027年までの7年間とし、7年後に達成すべき本町の基本理念と町の将来像などを定めますに修正させていただいております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 これちょっとおとといもお伺いしたことなんですけれども、一応この計画の中に自治会がどうしてもありきという感じで計画になっているので、改めてお伺いしたいんですけれども、そもそもこの理由として挙がっていた地方公務員法の改正にのっとり特別職の非常勤職員には当たらない私人とはなり、それからごちゃごちゃあって、自治会を設置すべきであるという国の方針のことを設立理由に書いてあったんですけれども、この理由がもともと、この連絡、自治会を設置すべきであるといったような連絡、お達しというか、それがどこからどういうふうに役場のほうに伝わってきたのか教えてください。

議長 暫時休憩をいたします。

休憩 9時34分

再開 9時36分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 馬場議員のご質問にお答えいたします。

自治会の件で馬場議員がご質問されました、例えば行政区長の身分の件なんですけれども、こちらはやはり地方公務員法の改正で、今年度から特別職の非常勤には当たらないということになりましたので、施行上、ですので、これまで特別職の非常勤ということで行政事務をお願いしておりました区長さんに、報酬という形でお支払いをしていたものを、特別職の公務員にならないということに分類されましたので、報償費に切り替えております。

それから、あと、基礎自治体内の一定の区域を単位として住民自治の組織を設置すべきであるという国の方針、これにつきましては、総務省の地方制度説明会という組織があります。その中で、地方自治組織のあり方に関する研究会、こちらが平成29年7月に行われておりまして、その中で、今後の地方自治制度のあり方に関する答申に対し考え方がまとめられております。この答申を踏まえて、いろんな地方自治会の改正が行われているというところで、この答申の中でこの方針がまとめられるという資料もございます。そういったことで、その内容を抜粋した形で、区長会ほか、そういった説明をさせていただいているところです。

以上です。

議長 1 番、馬場高志議員。

馬場高志議員 ありがとうございます。

つまり、そしたら自治会をやろうと思われたのは、やっぱり国の方針がメインの理由ということで理解してよろしいでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 馬場議員のご質問にお答えします。

国として地方自治の在り方としては、行政、いわゆる団体自治をしっかりとさせる部分と、住民自らの自治をしっかりとさせる部分、それが車の両輪で初めて地方自治というのが発展をしていくんだというのがもともと基本的な考え方としてありまして、国が基本的にそういう考え方に基づいているんなところでそういう地域自治をしっかりと活性化していくと、そういう方向性を随所で打ち出している。先ほど総務課長が申しあげましたような、そういうような研究会等も立ち上がってしまっていて、そういう方向性は間違いなく打ち出しているんだろうというふうに考えております。

本町といたしましても、これから非常に少子高齢化、いろんな困難な時期を迎えるに当たって、住民の人たちが自分たちの地域をやっぱり自分たちでよくするという、そういうような活動なり地域の在り方を今考えないといけない。大木町の未来はやっぱりそれが基本ではないかというような考え方を、この基本構想の中にうたっているということでもあります。

ただ、恐らく議員ご心配の点というのは、これで自治会を押しつけられるんじゃないかというような多分危惧をお持ちになっているのではなかろうかと思えますけれども、そういう地縁組織、自治組織、町内会にしる、自治会にしる、そのほかの名前でもいいんですけれども、やっぱり地域の人たちが自分たちで行動してつくるものですから、それはやっぱり自分たちで決めていただくということが原則になるかと思えます。

ただ、町としては、これから町全体の発展をしていくためには、やっぱり地域がしっかり生き残っていかなければいけない。地域の人たちが自分の地域にいつまでも住み続けたいと思えるような地域をつくっていかなければいけない。そういう方向に町としてはこの基本構想の考え方に基づいて、やっぱり支援をしていく、お願いをしていく、サポートしていく、そういうようなことをこれからやっていこうということを、この中にうたわせていただいたということがあります。

昔はもっと地域の人たちのつながりは深かったと思うんです、以前は。やっぱり社会の変化に伴って、どうしても地域のつながりが希薄になってきて、地域力というのがどんどん落ちてきていると。でも、やっぱりこれから、今こそこの地域力をみんなで高めていくということが必要になっている時期だというふうに判断をしていますし、そういうことをしっかり地域の人たちに訴えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

大木町は、非常に小さな町で、自治会というのは全国津々浦々ありますけれどもいろんな在り方があって、うまくいってるところ、うまくいってないところ、いろいろあると思うんですけれども、大木町は小さな町、特に住民の皆さんと行政、地域全体のまとまりもどこの地域に比べてもいいと思っていますし、その強みをさらに強みにしていくためには、地域づくりを今しっかり手をつけ

てお願いをしていく必要があるというふうに考えています。そういうことをこの基本構想にうたっているんだというふうに思っています。

ですから、もちろんそういう国の基本的な考え方の流れというのはもちろんありますし、それも理解をしていますし、それを大木町型に置き換えて、大木町の地域づくり、そういう地域の発展のための自治づくり、そういうものを昔のようにしっかりとしたものに、昔と全く同じじゃなくて、またそれを現代版に置き換えてつくり変えていかなければならないというふうに考えているところです。

以上でございます。

議長 1 番、馬場高志議員。

馬場高志議員 ありがとうございます。

執行部のほうでも十分に話し合いをされた結果、こういった流れになってきているとは思いますが、一応参考までに、総務省のほうから通知が来て、執行部のほうで、執行部なのか全員なのか分からないですけれども、何回ほど話をされて決められたのか、教えていただければと思います。

議長 どの程度会議したかということによろしいですか。

馬場高志議員 そうですね。自治会のことについてどの程度話し合いをされた、回数なり、どんな形であったり、そういったのを教えていただけませんか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 馬場議員のご質問にお答えいたします。

具体的に何回というようなことは、今ちょっと定かにお答えすることはできませんけれども、ただ、今回、自治会を立ち上げるということ以前から、やっぱりこの地域の在り方に関してはずっと議論は続けてきたところだというふうに私は解釈しております。

今回の自治組織の立ち上げに関しましては、幹部会での議論であったり、担当課での担当とか、あと区長会との議論であったり、今年度に関してはかなりの回数、それは議論させていただいたと、そういう認識は持っております。

以上でございます。

議長 1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 かなりの回数ということで分かりました。

ちょっと勝手な想像を付け加えていいですか。この流れが、総務省から来る前の話を勝手に私がきのう想像してみたんですけども、官僚の方々が財政がこれから厳しくなると、どうしようかなとって話して、地方の役人を減らさなあかなという話になってどうしようかと、末端に自治会をつくらせようかと、自治会をつくらせるんだったらどうしたらいいかなと、地方公務員の公務員法でしたっけ、あの文言を変えましょうかという話になって、それを国会に上げましたと。国会に上げて、文言変えたぐらいだったら、国会議員さんもそのぐらいだったら賛成すると思うんです。そんな感じで流れがあって、官僚の人たちにしたら、よしよし通ったと。これで全国に自治会つくれと言わなくて

もつくるべきだと指示書を出しましたと。そういうふうになっているんじゃないかなと勝手にちょっと思っている次第でした。

副町長にお伺いしたいんですけども、正直、国の指導に沿った決定なのに、結構、区長会されたときとかも反発というか、そういう意見も多かったと思うんですけども、でも国の方針だから仕方ないというふうに思っている面も少しはなくもないですか。

議長 感想ということでよろしいですか。

答弁を許します。益田副町長。

副町長 議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長が申しましたとおり、これから先の地域自治というのをどういうふうにつくり上げていくかというのが根底の課題としてあるということをご理解いただきたいというふうに思うんですが、少子高齢化で、先ほどおっしゃったように国も財政の危機に陥ってくると、地方自治体もしかりというような状況で、これから先、地域の自分たちの町をどう守っていくかということに関しては、それぞれの一番身近なところで助け合いの仕組みをつくり上げていくことが一番理想的だろうと。いろんな今も災害が起きていますけれども、その災害に対応するにしても、やっぱり行政が全てをそれを網羅して手を差し伸べるということは不可能ですから、地域の力というのが非常に今注目をされていると。その地域の力をどういうふうにつくり上げるかというのが根底のテーマにあるというふうに私自身は捉えております。

ただ、今回、大木町がこの自治会に移行の考えを示すきっかけになったのは、今年の4月のこの地方公務員法が変わったということで、この区長という役職

自体が特別職から外れたと。ボランティア、私人という形に位置づけられたということがありまして、その町と行政区との捉え方というのを少し見直さないといけないような形になったというのがきっかけです。それと相まって、今まで地域の自治をどういうふうにしてこようかということを経合的に考えると、今、行政区という区割でやっていたものを、やっぱりもう一回地域の力を取り戻すために自治会という考え方で、皆さんもう一回地域で話し合ってもらおうというきっかけをつくったほうがいいんじゃないかということで、そういうふうに移行したということで捉えていただきたいというふうに思います。

単なる国からの押しつけで町が動いているということではありませんで、町の考え方としても、これからこの厳しくなる社会の中でどういうふうに町をよくしていこうかということを経合した方向性を、そこに今持って取組をやっているというふうに捉えていただければというふうに思います。

以上です。

議長 1 番、馬場高志議員。

馬場高志議員 そうですね。国の押しつけではなくて執行部の総意だというふうに受け止めさせてもらいました。

長くなってすみません。

この11月から今までぐらいに、約60人ぐらいの方にアンケートを取りました。この前、12月の一般質問のときも30人ぐらいアンケートを取ったという話をしたと思うんですけども、それからちょっと稼いで60人までやってみました。LINEとか電話とかチラシとかSNSとかで、自治会移行に対してどう思いますかというアンケートをして、「賛成」が10件で16%でし

た。「反対」が29件で48%、「どちらでもない」が21件で35%でした。詳細は私が個人でやっているユーチューブとかに1件1件載せているので、そちらを見ていただければと思うんですけども。

結構、この自治会を知らないという人がほとんどなので、それを説明するのにすごく時間がかかって60件ぐらいしか集められなかったんですけども、一応「反対」の人が48%と一番多かったので、やっぱり国のためにじゃなくて、もちろん国の政策だからやっているというわけじゃないとおっしゃってありますけれども、国のためじゃなくて大木町の住民のためをというのを一番トップに考えるのであれば、やっぱりそういった反対の意見もありますので、まだ今の状況でこの自治会ありきというのを総合計画に入れるのはいかがなものかなと。その分だけ消していただけないかなと。

以上です。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場議員のご質問にお答えしたいと思います。

馬場議員おっしゃるとおり、今回の自治総合計画の策定に当たっては、住民への説明不足というのが、執行部側からの取組として不十分だったということは、おわびしたいというふうに思うんですが、いろんな影響がありまして、なかなか住民が集まる機会をつくれなかったというのが事情なんです。この自治会ありきといいますか、自治の在り方そのもの、地域自治の在り方そのものというのは、今現在も行政区の中にこの自治を取り組んでいる動きがありまして、要するに自分たちで自分たちの住んでいるところをどういうふうによくしていこうとか、いろんな活動を地域でもやってもらっておるというのが実態

です。

ただ、行政区という仕組みが、今、戦後から組織されて、行政区という区割の仕組みで行政区長をそこに配置をして、町の行政を行う上での一部の仕事を行政区長にお願いをしておったという、この仕組みの中でそれが長年動いてきていると。ただ、自治ということ自体を真剣に考えたことが今までなかった、地域の中にもなかったというふうに捉えていまして、これから先、さらに自分たちでお互いにどういうふうに助け合って、この地域をいいものにしていこうかということに関しては、やっぱり自治という考え方をもう一回住民の皆さんの中にも浸透させていくことが必要なんじゃないかなというふうに考えています。

そういう意味で、自治会という言葉自体が表現の仕方自体で、ちょっと捉え方を誤解されている部分があるのかなというふうに思いますが、あくまで自分たちのところは自分たちでよくしようという形が、自治会という形で表現をされているという状況でして、今で言う自治組織というのはもう今現在もあるわけですから、その点については、今後、自治という言葉尻だけを捉えてちょっと印象を持たれているというふうに私自身今感じたんですが、あくまで地域自治の必要性をうたった総合計画だというふうに捉えていただければと思います。

以上です。

議長 1 番、馬場高志議員。

馬場高志議員 最後に1つだけ、ちょっと話を変えて。

これはもうイエスかノーだけで答えていただきたいんですけども、やっぱり始まったら副町長とかも地元の区の自治会長をされる予定ですか、最初の。

議長　　ちょっと確認。もう一度質問よろしいですか。

馬場高志議員　　来年度から自治会の準備期間に入ることなんですけれども、そういう思いがあるということなので、やっぱり始まる時の一番最初に自分のところの区の自治会長をご自分自ら、奥さんか分からないですけども、されるご予定ですか。

議長　　暫時休憩します。

休憩	時	分
再開	時	分

議長　　再開いたします。

答弁を許します。益田副町長。

副町長　　馬場議員のご質問にお答えします。

地域のほうで自治会長をやる気があるかというようなご質問なんですが、実際、地域をよくするために私自身も何かの形で地域貢献はしたいというふうに常々思っていますので、あくまでこの自治会長をどうするかということは地域の人たちみんなで考えることですから、私個人がいろいろ申し上げるところではないというふうに思います。ただ、地域をどうするかということに関しては、

私自身も率先して地域の中で努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 よろしいですね。

ほかに質疑はありますか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 今回の自治総合計画、これについて賛成するというか、ここで可決するという意思の中で非常に大事なことだと思っているんで、ただ自分の意思だけはちょっとここで言うとおこうと思って。

というのは、まずこの校区づくり計画、これはもう組織がなければやっていけないのかなというふうに思っています。将来、5年、10年後、もっと先、これはもう恐らくこんな形になっていくと思うんです。そうしたときに、やっぱり自分たちが本当に欲しいものを自分たちの手で立案して、そして当然お金も使わせていただいて、そういうことをやっていかないと、恐らく駄目なんじゃないですか。というか、もうそういうのが一番自分たちに合ったことだと思うんです。

例えば、自分のところのことを言っはまらずいんですけれども、蛭池と、あるいは学校が近いようなところ、居住区間のところと、もう全然あれが違うんです。いわゆる一番欲しいもの。そういうものに対して、やっぱり日本の中でも、結局東京とここらとは全然違うように一番欲しいものは違うわけです。そういうものと、あるいは今度は全国で考えないといけないものは、やっぱりそこで考えないといけないし、地域で考えるものは地域で考えないといけないし、それをやったことが一番効率的で税金も少なくて済むと。それも法整備とか財源の問題とかいろいろ出てくるんでしょうけれども、やはりそういう世の中に、

国もそういう方針を出していますし、国も地方分権だとかいろんな財源も含めたそういう分権をしないと、これ進まないと思うんですけれども。

また、私が一般質問でじっくり話ささせていただきますけれども、一応やっぱり賛成するからには、自信を持って賛成したいものですから、可決したいものですから、一応そういう意見を述べさせていただきました。

議長　では、意見ということでよろしいですかね。

ほかに質疑ございますか。3番、原田勝議員。

原田勝議員　これは要望というかお願いなんですけれども、例えばもともと地方公務員の方、国家公務員の方、ここ大木町に住んでいる、それで定年になった方をやっぱり第一線的に地域に、まずは地域のことをしてもらいたいなという、これはお願いなんですけれども、よければまずはそちらの行政マンの方が先頭に立ってしてもらいたいという要望です、これは。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　原田議員のご質問にお答えいたします。

古賀知文議員のご意見に関しては本当にそのとおりだと思っていますので、大木町だからいつまでも住み続けたいと、そういうようなまちづくりの基本はやっぱり地域づくりにあるというふうに思っていますので、ぜひ力を合わせてそういう取組を進めていきたいと思っていますし、原田議員のご質問のとおり、地域にはいろんな能力を持っている方がいらっちゃって、やっぱりそういう人たちが自分の能力を地域のために発揮してもらおうという、そういうことが非常

に大事なことであって、特に公務員の方、今回、私も強制はできませんけれども、役場職員の皆さんにはぜひ自治組織の中のいろんな形で、自治組織の中でお手伝いをしていただけるように、それについては職員の皆さんにもぜひ呼びかけたいというふうに思っておりますし、そういういろんな人材を発掘するというか、集まってもらうような、そういうこともぜひ考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第24号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　反対の立場から討論させていただきます。

先ほどほとんどしゃべってしまったので伝えることないですけども、ま

めて言えば、1つは住民まできつと伝わっていないということと、アンケートをした結果に重きを置きたいということと、総務省の方針ということも加味されてということなんですけれども、やっぱりそういう官僚の人たちは東京に住んでらっしゃいますから人がすごく多いところで、そういうところで大木町とはかなり状況が違うと思うので、私個人としてもちょっとそのまま総務省の方針に従うのはどうなのかなというのがありまして、反対という意見にさせていただきます。

議長　ほかに討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第24号大木町自治総合計画基本構想の策定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第24号本案については、原案のと

おり可決されました。

日程第2、議案第25号令和2年度大木町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第25号令和2年度大木町一般会計補正予算（第11号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、令和2年度大木町一般会計予算に、歳入歳出それぞれ2,168万8,000円を追加し、それぞれの合計を82億2942万3,000円として計上するものでございます。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業における追加補助金100万円、学校施設環境改善交付金404万円、県知事選挙費交付金710万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債として借り入れるもの650万円、予算収支調整のため繰入金300万円、前年度繰越金4万8,000円を計上いたしております。

また、歳出では、県知事選挙費として選管書記人件費を含み783万8,000円、予防接種事業の追加経費分として100万円、学校給食共同調理場空調設備更新・設置工事費として設計監理業務を含み1,285万円を計上し、それぞれ令和3年度にわたる事業として、繰越明許費の補正を併せてお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。歳出より順次説明を願います。杉
税務町民課長。

税務町民課長 議案第25号令和2年度大木町一般会計補正予算（第11
号）につきましてご説明いたします。

歳出のほうよりご説明いたします。

補正予算書13、14ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、5目県知事選挙費783万8,000円の補正を
お願いしております。これは福岡県知事の辞職に伴い行われる知事選挙の費用
をお願いするものです。

右側、説明欄をお願いいたします。

職員人件費、職員手当157万円をお願いしております。これは事前準備や
期日前投票に要する職員の時間外手当でございます。

パートタイム会計年度任用職員人件費34万5,000円をお願いしており
ます。これは事前準備等に要する会計年度任用職員の人件費でございます。

県知事選挙費592万3,000円をお願いしております。

投票管理者等報酬67万4,000円、これは投票管理者や立会人の報酬で
ございます。

報償金1万1,000円、これは選挙啓発時の委員の報償金でございます。

旅費1万1,000円。

需用費、消耗品費で96万1,000円、食糧費10万円、これは投票管理
者や立会人の昼食代でございます。修繕費1万円。

役務費、通信費で36万5,000円、これは主に入場券の郵送代ござい
ます。手数料2,000円、投開票機器等点検費14万円。

委託料で投票受付システム保守委託料 11 万円、開票支援システム改修委託料 2 万 2,000 円、ポスター掲示板作成委託料 15 万 4,000 円、ポスター掲示場設置及び撤去委託料 9 万 4,000 円、選挙事務等委託料 255 万 3,000 円、これは期日前及び当日の投票事務及び開票事務に要する委託料でございます。選挙広報配布委託料 3 万 6,000 円、投票用紙読み取り分類器オペレーター委託料 10 万 9,000 円。

会場使用料 3 万 9,000 円、複写機使用料 1 万円、ポスター掲示場借上料 1 万 8,000 円、機械借上料 3 万円。

ポスター掲示場設置材料費 5 万円、設置用の砂代として 1 万 1,000 円、選挙備品購入費として 41 万 3,000 円を予定しております。これは非接触型の体温計等の購入を予定しております。

以上です。

健康課長 4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 100 万円の補正を計上しております。

説明欄、予防接種事業においては、次の 15 ページ、16 ページをお願いいたします。

委託料、新型コロナウイルスワクチン接種委託料として同額です。内閣官房が構築する接種記録システムで、非接種者のデータを取り扱うための各市町村の予防接種台帳システムの改修が必要なため行うものです。

なお、国の新型コロナワクチン接種体制確保補助金にて全額が補助されることとなっております。

以上でございます。

学校教育課長 10款教育費、6項学校給食共同調理場費、1目調理場管理費1,285万円の補正を計上しております。

学校給食調理場においては、平成4年4月に現在の場所に移転新築され29年が経過しようとしていますが、男女職員の休憩室と更衣室の空調機器は新築当時のもので経年劣化が進み、取替えが必要な状況となっております。

また、調理室は設置可能な場所にはスポットエアコンのみ設置しておりますが、猛暑日の増加や、令和2年度はコロナ感染症流行による学校の休業に伴う夏休み期間の給食提供において環境改善の必要が高かったため、今回、直接冷風が当たらない方式による空調機器の設置工事を併せて行うものです。

なお、国の令和2年度第3次補正予算において、学校施設環境改善交付金事業として給食調理場への空調設置を新たな補助対象項目に追加され、国の交付金割合3分の1や補正予算債の対象となることが確認されているものです。

12節委託料、工事の設計業務管理委託料として50万円、工事管理業務委託料として35万円です。

14節工事請負費、空調設備更新設置工事は、先ほど説明しました男女職員休憩室と更衣室の3部屋の空調機器の更新及び調理室への新設及びキュービクルの電気工事として1,200万円でございます。

以上です。

議長 以上で歳出に関する所管課長の説明を終わります。

続いて、歳入の説明を所管課長に求めます。川村会計課長。

会計課長 それでは、歳入の説明をいたします。

11、12ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金100万円の補正です。先ほど歳出でも申し上げましたが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業において、国からの追加交付決定に伴い計上いたしております。

同じく5目教育費国庫補助金404万円の補正です。こちらも説明しましたとおり、学校給食共同調理場における空調設備更新事業に対し交付されます。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、県知事選挙の執行に際し交付される分を県知事選挙費交付金として710万円計上いたしております。

18款、19款は、予算支出調整のための繰入金及び繰越金の計上です。

21款1項町債、7目教育費650万円の補正です。学校給食共同調理場空調設備更新事業に係る起債可能額分を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 16ページの学校調理場の空調設備の件でお尋ねしたいんですけれども、先ほど課長の説明によりまして、男女の更衣室の空調がもう古くなっているので換えるということだったんですが、先ほど可決されました自治総合計画の中にも、気候変動による影響というのをうたってあるかと思います。当然、営繕の部分で、令和2年からだったか省エネ法が適用になっていたかと思うんですけれども、その辺は十分加味されて、二酸化炭素の排出量を少なくするようなことも考慮されてこの工事を行われるだろうと思っておりまして、その辺どういうふうに加味されて、今後その設計なり何なり入札をかけていかれるのかなと思うんですけれども、入札にかけるに当たって、町の方針を

それにうたっておかないと、設計もただエアコンを換えるだけという話になっちゃうと思いますので、その辺の考え方をお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 答弁を許します。学校教育課長。

学校教育課長 小島議員のご質問にお答えいたします。

今現在設置している分は、先ほどお話ししましたように、もう29年が経過してかなり省エネタイプとは全然違うような形の機器が今ついているかと思ひます。その部分については、もちろん今現在の省エネの対応という形になるかと思ひますし、今、議員ご指摘のように、省エネの基準とかそちらの分も照らし合わせて、これからそういう設計とかも行っていきたいというふうにお願ひしております。

以上でございます。

議長 休憩します。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 再開いたします。

答弁を許します。境町長。

境町長 小島議員のご質問にお答えしたいと思います。

気候非常事態宣言を行いまして、CO₂ゼロ社会を目指す。あらゆる面でそれは連携してやっていかないといけないところでありまして、当然、公共施設等に導入する空調機器であったり様々な機器に関しましては、それをやっぱり考慮した上でしっかりと設計なり機器の導入をやっていくという、その方針を、実は議員に今日ご指摘いただいて十分徹底できていなかったのかなと思いますので、それは本当にしっかりと徹底させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 歳入の12ページなんですけれども、教育債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、これ給食場に使われるんだと思いますけれども、この説明、どういう特典がとか、私が聞きたいのはそこなんですけれども、そこらちょっと説明いただければ。

議長 答弁を許します。川村会計課長。

会計課長 ご質問にお答えいたします。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債というのは、国のほうが今般の補正予算において、こういう事業をやりたいと、こういう事業の趣旨に沿った事業を各自治体が行う限りにおいては、財政支援として今回であればこういう起債を起こしていいですよ、国が認める以上、この起債は非常に有利な起債と

なりますというのが内容でございます。ですので、今回は国土強靱化とどうつながるんだというお話もあるかと思うんですが、いろんなメニューがありまして、国の大まかな公共施設における整備方針、国土強靱化計画に基づく整備方針にのっとった今回整備ということになりますので、この有利な起債が使えると。

中身的には、今回、歳入でいいますと、12ページの上のほうに、学校施設環境改善交付金という、これが要は給食センターの空調の改修において、文部科学省が用意しているメニューの中で補助金として提供できる分だと。これに対して補助の裏の部分、工事費から補助を引いた、一般的には補助裏と申しますが、補助裏についてほぼほぼ全て起債していいですよ。その起債については当然自治体において元利金を返済することが後年度において発生するんですけども、その返済のお金の半分は国が持ちましようという有利な起債となっているところですよ。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第25号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第2、議案第25号令和2年度大木町一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第25号本案については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は3月18日午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会　　10時17分